

平成27年第5回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成27年9月17日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 4 承認第12号 専決処分の承認について
「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」（第6号）
- 第 5 議案第46号 羽幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第47号 羽幌町防災会議条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第48号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第49号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第10 議案第51号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第11 議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第12 議案第53号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）
- 第13 議案第54号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第55号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第56号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 同意第 3号 羽幌町教育委員会委員の任命について
- 第17 認定第 1号 平成26年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 2号 平成26年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 3号 平成26年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 4号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 5号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 6号 平成26年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 7号 平成26年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

第24 認定第 8号 平成26年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

第25 発議第16号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（11名）

1番 村田 定人 君	2番 金木 直文 君
3番 阿部 和也 君	4番 船本 秀雄 君
5番 小寺 光一 君	6番 熊谷 俊幸 君
7番 平山 美知子 君	8番 磯野 直 君
9番 逢坂 照雄 君	10番 寺沢 孝毅 君
11番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒井 久晃 君
副 町 長	江 良 貢 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
教育委員会委員長	森 弘 子 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農業委員会会長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	今 野 睦 子 君
総 務 課 長	飯 作 昌 巳 君
総 務 課 主 幹	敦 賀 哲 也 君
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
総務課職員係長	棟 方 富 輝 君
地 域 振 興 課 長	酒 井 峰 高 君
地 域 振 興 課 主 幹	丹 羽 浩 二 君
地 域 振 興 課 政 策 推 進 係 長	富 樫 潤 君
財 務 課 長	三 浦 義 之 君
財務課財政係長	葛 西 健 二 君
財務課税務係長	更 科 信 輔 君
町 民 課 長	室 谷 眞 二 君
町 民 課 総 合 受 付 係 長	蟻 戸 貴 之 君

町民課住宅係長	近藤優樹君
福祉課長	熊木良美君
福祉課長	門間憲一君
福祉課子ども係長	宇野延仁君
福祉課 国保医療年金係長	室谷みどり君
健康支援課長	更科滋子君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
健康支援課 介護保険係長	金丸貴典君
健康支援課 保健係長	村上達君
建設水道課長	三上敏文君
建設水道課主幹	宮崎寧大君
建設水道課 土木港湾係長	山川恵生君
農林水産課長	鈴木繁君
農林水産課主幹	上田章裕君
農林水産課主幹	渡辺博樹君
農林水産課 農政係長	佐々木慎也君
商工観光課長	大平良治君
天売支所長	木村和美君
焼尻支所長	高橋伸君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	春日井征輝君
学校管理課 総務係長	杉野浩君
学校管理課 学校教育係長	藤井延佳君
社会教育課長 兼公民館長	湊正子君
社会教育課長補佐	永原裕己君
社会教育課 社会教育係長	大西将樹君
農業委員会 事務局長	今村裕之君

選挙管理委員会
事務局 長

飯 作 昌 巳 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局 長

井 上 顕 君

総務係 長

清 水 聡 志 君

書 記

土清水 彬 君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

9番 逢坂照雄君 10番 寺沢孝毅君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第6号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました報告第6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を次のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

平成27年9月16日提出、羽幌町長。

1、財政の健全化判断比率でございますが、①、実質赤字比率については一般会計の実質的な赤字が町税等の財源規模に対してどの程度の割合かを示すものですが、羽幌町は黒字であり、比率としては出ないこととなります。

②、連結実質赤字比率については、一般会計に特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計を加えたものであり、これについても黒字であり、比率としては出ないこととなります。

③、実質公債費比率については、公債費相当額の一般財源に占める割合の過去3年度の

平均値ですが、10.4%であり、早期健全化基準の25%を下回っております。前年度は11.4%で、1.0%減少しており、その要因は公債費の元利償還金の減少に伴うものでございます。

④、将来負担比率については、一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等の現在高の程度を指標化したもので、地方債現在高の減少により比率としては出ておりません。

このように財政の健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、財政状態は健全であることをあらわしています。

2、公営企業会計に係る資金不足比率については、①、水道事業会計、②、簡易水道事業特別会計、③、下水道事業特別会計、④、港湾上屋事業特別会計、いずれも資金不足はなく、健全な経営状態であることをあらわしています。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を終えておりますので、別紙のとおり報告書を添付しております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから報告第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第6号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第12号

○議長（森 淳君） 日程第4、承認第12号 専決処分の承認について「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」（第6号）を議題とします。

本案につきましては、地方自治法の規定により私議長が除斥の対象となりますので、副議長と交代いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

○副議長（寺沢孝毅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）について承認の内容説明を求めます。
財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました承認第12号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるところでございます。

平成27年9月16日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）を専決処分したので、議事に報告し、承認を求めるところでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。一般行政事業に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたものでございますが、専決理由は名誉町民である森悟氏が8月27日に逝去されたことから、弔慰金の補正を行ったものでございます。

専決処分は、平成27年8月28日付でございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億610万4,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。歳出の2款総務費、一般管理費において各種団体行事等報償費150万円の補正をしたものでございます。内容は弔慰金であり、財源は前年度繰越金を充てております。

以上、今回専決処分をしました補正予算についての説明内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（寺沢孝毅君） これから承認第12号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（寺沢孝毅君） これで承認第12号の質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第12号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（寺沢孝毅君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第12号は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第46号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第46号 羽幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第46号 羽幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成27年9月16日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴いまして同法に規定する特定個人情報の取り扱いについて本条例において定めるとともに、必要な規定の整備を図るため、改正しようとするものであります。

それでは、改正内容のご説明を申し上げますので、お配りしております新旧対照表をごらんください。この表につきましては、左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。まず、1ページ目、第1条ですが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との整合性を図り、従来の個人情報の削除の請求及び目的外利用等における中止の請求を第24条において利用停止の請求に改めることから、用語の補正を行っております。

次に、第2条の用語の定義ですが、番号法で新たに定義された特定個人情報、情報提供等記録及び特定個人情報ファイルの用語を第5号から第7号とし、加えております。また、本条例での個人情報には、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除いていますが、特定個人情報には除外規定がないため、その範囲を改めています。

次に、2ページ目になります。新たに第6条の2を加えておりますが、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、番号法第27条の規定により当該ファイルの取り扱いについてみずから評価する特定個人情報保護評価を行わなければならない、当該評価については第三者機関による点検を受けることとされていることから、この点検を羽幌町情報公開・個人情報保護審査会が実施することとして規定するものであります。

次に、第7条ですが、特定個人情報については番号法第20条の規定による制限を受けることとなりますので、番号法との整合性を図るため、適法かつ公正な手段により収集する旨の文言を加え、その他字句の補正を行っております。

次に、第8条ですが、現行の条文では個人情報の利用及び提供の制限について規定しておりますが、特定個人情報を定義したことによりそれぞれ個々に制限の規定を設ける必要

があることから字句の補正を行い、3ページ目及び4ページ目になりますけれども、第8条の2、第8条の3として新たに加えるものであります。

次に、同じく4ページ目の第12条ですが、特定個人情報の公開請求について本人にかわって法定代理人及び任意代理人による請求ができる旨を加えるとともに、字句の補正を行っております。

次の第14条につきましては、第5号において文言の修正をしております。

次に、5ページになりますが、第21条につきましては字句の補正と第3項を新たに加え、第13条第2項の規定を準用する旨設けるものであります。

次の第23条につきましても字句の補正であります。

次の第24条及び6ページの第25条になりますが、冒頭の第1条の説明で述べましたとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との整合性を図るため、現行の第24条、削除の請求及び第25条、中止の請求を改正案第24条、利用停止の請求に改め、以下現行の第26条から29条までをそれぞれ1条ずつ繰り上げ、第25条から28条とし、字句の補正を行っております。

次に、7ページになりますが、改正案の第28条の次に新たに1条を加え、第29条とし、情報提供等記録の訂正を実施したときに必要があると認められる場合には総務大臣及び各関係者にその旨を遅延なく通知する旨規定しております。

次の第30条につきましては、先ほどの条項の繰り上げにより字句の補正であります。

次に、8ページ、第36条であります。現行の規定では他の法令等に個人情報の公開等の請求に関する規定があるときはその規定によるものとしておりますが、特定個人情報については他の法令等による公開との調整を行わず、本条例による公開の実施を認める旨の改正をするものであります。

以上が本改正条例の内容であります。

なお、条文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分の規定は、番号法附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森 淳君） これから議案第46号 羽幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 羽幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長(森 淳君) 日程第6、議案第47号 羽幌町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長(飯作昌巳君) ただいま上程されました議案第47号 羽幌町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成27年9月16日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、本町の防災関係業務の推進に寄与する羽幌町防災会議におきまして、災害時における連携が重要とされる陸上自衛隊を委員として加え、組織の強化、充実を図るため、改正しようとするものであります。

それでは、改正内容のご説明を申し上げますので、お配りしております新旧対照表をごらんください。第3条第5項で、委員は、次に掲げる者をもって充てると規定し、記載は省略しておりますが、第1号から第8号まで国の機関を初め北海道、警察、消防など各関係機関等を規定しており、ここに自衛隊を加えるものであります。

それでは、改正条文を朗読いたします。羽幌町防災会議条例の一部を改正する条例。

羽幌町防災会議条例(昭和38年羽幌町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項に次の1号を加える。

(9) 陸上自衛隊第26普通科連隊長又はその指名する自衛官

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第47号 羽幌町防災会議条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 羽幌町防災会議条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号

○議長(森 淳君) 日程第7、議案第48号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長(三浦義之君) ただいま上程されました議案第48号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成27年9月16日、羽幌町長。

提案理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)の公布に伴い、中低所得層の保険税負担が増大しないように賦課限度額を引き上げ、税財源を確保するため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。改正内容は、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げる改正で、基礎課税額51万円を52万円に、後期高齢者支援金等課税額16万円を17万円に、介護納付金課税額14万円を16万円にそれぞれ引き上げるものでございます。これにより、課税限度額は現行81万円から85万円となるものでございます。

それでは、改正条文を読み上げます。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例(平成24年羽幌町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

附則、施行期日、第1条、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

適用区分、第2条、改正後の羽幌町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第48号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番(金木直文君) ただいま説明の中で数字のプリントミスの訂正がなかったのかと

思うのですが、こちらの予算書の中で3つ目に14万円と説明されましたけれども、プリントされているものには12万円となっております。介護保険のほうです。現在の介護保険の最高限度額14万円と12万円、ミスかと思うのですが、もう一回確認をしたいと思います。

○議長（森 淳君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 第2条については51万円を52万円に、それから同条については16万円、17万円、それからただし書きで14万円、16万円ということで、第23条中の文言については、前回の改正時にそれぞれ限度額を引き上げる規定をこの部分怠っておりまして、今回あわせてやるということで、課税上についてはこの部分が従来の金額であっても課税上問題ないということになっておりまして、この場で訂正させていただきます。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第49号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） ただいま上程されました議案第49号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

平成27年9月16日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止するため、改正しようと

するものであります。

配付いたしております羽幌町手数料条例新旧対照表をごらん願います。右上に第1条関係とある面をまずはごらん願います。第1条の改正は、別表第1の33の住民基本台帳法第12条の2第1項の規定に基づく住民票の写しの交付を34に、34の町作成の地図の交付を35にそれぞれ繰り下げし、新たに33に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付を加えるものであります。手数料の名称は通知カード再交付手数料、手数料の金額は1枚につき500円です。

裏面をごらん願います。第2条の改正は、別表第1、32の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付を削除し、新たに32に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付を加えるものです。手数料の名称は個人番号カード再交付手数料、手数料の金額は1枚につき800円です。

33の括弧書きで表記のあった法律番号、平成25年法律第27号は、前段の32で新たに表記がなされたことから削除することとし、34では旧の32で表記のあった法律番号、昭和42年法律第81号が削除となったため、新たにその法律番号を追加するものであります。

以上の説明で改正条文の朗読を省略させていただきます。

附則、この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第49号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号～議案第52号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第10、議案第51号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、日程第11、議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、以上3点について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） それでは、ただいま上程されました議案第50号から第52号まで3件を一括して、関連がございますので、提案理由とその内容についてご説明いたします。

初めに、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてにつきましてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

平成27年9月16日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております職員の退職手当の支給に関する事務を行っている組合でありまして、今般当該組合理約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、別紙で説明資料としてお配りをしております規約の新旧対照表をごらんください。表紙をめくった1ページ目でございます。表の右側が現行の規約で、左側が変更案でございます。下線を引いているところが変更する箇所でありまして、別表中、道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合の6つの組合を解散、脱退により削り、新たにとかち広域消防事務組合を加えるものであります。

以上が議案にあります変更内容でございます。

なお、改正文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、施行期日、1、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の（十勝）の項の改正規定（「とかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は平成28年4月1日から施行する。

附則第2項につきましては、現在縦書き表記となっている規約を左横書きに改める規定でありまして、これに伴い字句の表記も整理するものであります。

続きまして、議案第51号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についての説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

平成27年9月16日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております非常勤職員等に対する公務災害補償の事務を行っている組合でありまして、今般当該組合規約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、説明資料の2ページから3ページをごらんください。別表第1として、この組合を組織する地方公共団体が記載されておりますが、下線を引いております道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合、東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合の6つの組合を解散、脱退により削り、新たにとかち広域消防事務組合を加え、あわせて表の左側にあります各振興局管内ごとの団体数を石狩振興局は16から15に、渡島総合振興局は17から16に、十勝総合振興局は28から25にそれぞれ改正するものであります。

別表第2につきましては、共同処理する事務を左の欄に、共同処理する団体を右の欄に記載しておりますが、左の欄、第1項から第7項までの事務を共同処理する団体中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合の5つの組合を削り、新たに音更町、土幌町、上土幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町の18の団体を加え、3ページになりますが、左の欄、第9項の事務を共同処理する団体中、道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合、東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合の6つの組合を削り、新たにとかち広域消防事務組合を加えるものであります。

以上が議案にあります変更内容でございます。

なお、改正文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則につきましては、施行期日を地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日とし、ただし書きの規定については平成28年4月1日からとするものであります。

続きまして、議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

平成27年9月16日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております町村議会議員に対する公務災害補償の事務を行っている組合でありまして、今般当該組合規約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、説明資料の4ページをごらんください。下線を引いている

ところが変更箇所であります。まず、文言整理のため、第1条中「併せて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによって、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする」を削り、「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」を加えまして、次に4ページ中段から5ページにかけての別表第1にあります道央地区環境衛生組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、南渡島青少年指導センター組合の6つの組合を削り、新たにとかち広域消防事務組合を加えるものであります。

以上が議案にあります変更内容でございます。

なお、改正文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

以上が議案第50号、第51号、第52号についての説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。
これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。
これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第53号～議案第56号

○議長（森 淳君） 日程第12、議案第53号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）、日程第13、議案第54号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第55号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第56号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました平成27年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,710万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,320万8,000円とするものでございます。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出において2款総務費、一般管理費において行政不服審査法関連3法例規整備業務委託料118万8,000円の補正は、審査請求に対する審理手続の公平性や透明性を高める観点などから、行政不服審査法が全面的に改正され、平成28年4月1日から施行予定であり、この改正による本町の例規への影響調査とその内容の修正を行うための委託料でございます。

同じく社会保障・税番号制度システム改修負担金439万6,000円の補正は、マイ

ナンバー制度における特定個人情報の情報連携を行うため、全国で2カ所に設置する中間サーバーの構築費用を全国の自治体で共同負担する経費でございます。財源につきましては、全額国庫支出金を充てております。

次に、7款商工費、商工振興費において検証業務委託料145万8,000円と特別旅費6万2,000円の補正は、株式会社ハートタウンはぼろの経営内容及び同社に対するこれまでの町の関与について検証し、今後の会社運営及び行政運営に反映させるためのものでございます。同じく食・商工業活性化事業委託料898万9,000円の補正で、1点目は町内の農水産物生産者や加工業者と使用、販売する都市圏出荷先とのマッチングを目的としてダイレクトメール発送、無料サンプル提供を行うとともに、意欲ある事業者などに対し、各種商談会出展、参加費用などの一部を負担し、地元産品に対する評価、意見の収集、販路拡大を図るものでございます。2点目は、商工業発展のため、空き店舗活用に必要な実態調査や不足業態に関する要望の把握、高齢化の進む事業者の継承支援としてセミナー開催や個別相談などを通じて産業活動の活発化を図るものでございます。この事業は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付分を活用する事業で、財源につきましては全額国庫支出金を充てております。同じく企業振興促進補助金1,020万8,000円の補正は、羽幌町企業振興促進事業の交付対象者が増加見込みとなることによるものでございます。内容は、企業立地助成事業1件、1,000万円、空き店舗活用事業1件、500万円、離島観光振興事業1件、90万8,000円、創業者支援事業2件、30万円となっております。

次に、10款教育費、高等学校費において修繕料125万9,000円の補正は、天売高等学校体育館の床がゆがみ、使用上支障を来していることから、必要部分の補修を行うものでございます。

今回補正をいたします一般会計の財源でございますが、それぞれの事業に対し歳入予算に計上している特定財源のほか、交付決定された地域ふれあいプレミアムつき商品券発行促進事業費補助金400万円の増額補正と借入額が確定した臨時財政対策債2,988万5,000円の増額補正と調整財源である財政調整基金繰入金3,020万4,000円を減額補正しております。

以上で一般会計を終わり、次に国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ98万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,498万8,000円とするものでございます。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出で8款保健事業費において医薬材料費21万6,000円の増額補正は、インフルエンザワクチンの単価増に伴う補正で、財源は一般会計繰入金を充てております。

9款諸支出金において療養給付費交付金返還金77万2,000円の増額補正は、前年度退職医療の療養給付費交付金の確定に伴うもので、財源は前年度繰越金を充てておりま

す。

次に、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,309万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,019万6,000円とするものでございます。

補正をいたします内容を申し上げます。保険事業勘定の歳出で1款総務費において介護システム負担金242万5,000円の増額補正は、本年8月の介護保険法改正に対応するためのシステム改修で、システムを共同利用している協議会への負担金でございます。財源につきましては、国庫支出金で2分の1を賄い、残りは一般会計繰入金を充てております。

5款諸支出金において介護給付費返還金888万9,000円の増額補正は、介護給付費の確定に伴う返還金でございます。

次に、介護サービス事業勘定の歳出で2款事業費においてデイサービスセンター改修工事請負費178万2,000円の増額補正は、車庫のシャッター開閉時にふぐあいを生じているため、取りかえ工事を実施するものでございます。

次に、下水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

歳入において下水道整備事業債が3,620万円増額となり、確定したことから、関連する汚水処理施設共同整備事業負担金と一般会計繰入金を減額補正するものでございます。

以上、今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 続きまして、私から内容をご説明いたします。

一般会計12ページをお開き願います。2款総務費、財産管理費において財政調整基金積立金3万9,000円の補正は、基金運用益を積み立てるものでございます。

3款民生費、社会福祉費において障がい者医療費国費負担金返還金99万4,000円と障がい者医療費道費負担金返還金52万6,000円、障がい児施設措置費給付費等国庫負担金返還金71万5,000円、障がい児施設措置費給付費等道費負担金返還金7万7,000円、市町村地域生活支援事業国庫補助金返還金1,000円の補正は、いずれも前年度負担金及び補助金の確定に伴う返還金でございます。同じく国民健康保険事業特別会計繰出金21万6,000円の補正は、インフルエンザ予防接種単価の増に伴うものでございます。

介護福祉費において介護保険事業特別会計繰出金300万7,000円の補正は、介護保険法改正に伴うシステム改修費122万5,000円とデイサービスセンター車庫シャッター取りかえ工事費178万2,000円の繰出金でございます。

14ページをお開き願います。常設保育所費において保育所運営費国庫負担金返還金65万9,000円と保育所運営費道費負担金返還金33万円、保育緊急確保事業費道費補

助金返還金17万円の補正は、いずれも前年度負担金及び補助金の確定に伴う返還金でございます。

4款衛生費、健康センター運営費において医薬材料費43万2,000円の補正は、インフルエンザワクチンの単価増に伴うものでございます。

17ページをお開き願います。8款土木費、都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金1,818万3,000円の減額補正は、汚水処理施設共同整備事業に充当する下水道整備事業債が増額となったことから、繰出金を減額するものでございます。

18ページをお開き願います。10款教育費、小学校費において修繕料56万1,000円の補正は、羽幌小学校体育館の遠赤外線暖房機1基が故障したことから、部品の取りかえ修繕をするものでございます。

以上、補正内容についての説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第53号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

8番、磯野直君。

○8番（磯野 直君） 商工費の検証業務の委託料について二、三質問させていただきます。

これに関しては、先般特別委員会のほうでも町長の選挙に係る思い入れ等も伺いました。副町長からの説明も伺いました。その中の話についてちょっと二、三確認をするつもりで質問したいのですが、そのときの委員会の論議の中で、委員の質問の中で民間の会社ということで、舟橋町長の時代は経営内容に踏み込めなかったという、特別委員会でもなかなか議論ができなかった。それが今回180度変わって出てきたのはなぜかという質問があったのに対して、町長のほうから私は町長としてそういう命令をはっきり出していますから、やりますからと。ただ、舟橋さんのときにはトップとしてそういう方向性を持

たなかったのだと思いますという答弁がありました。それに続いて、職員ですから町長の命令がなければ踏み込んだ勝手なことはできないだろうという話もありました。その後副町長のほうから、当時担当課長として問題があると認識はしていたのだけれども、そういう意味では町費を使って経営内容を調査したりとかさせていただきました。ただ、最終的には具体的に本当にその経営状態とか簿価、会計上の処理の問題だとか、踏み込んだ検証はできていなかった。できなかったというほうがいいかと思いますという話があったのです。ちょっと確認したいのですけれども、町長の言う職員ですから町長の命令がなければ踏み込んだ勝手なことはできないというふうな認識で当時問題があったとして調査をされたのですか、副町長。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 私が課長時代に対応いたしましたのは、ハートタウンはぼろという経営状況につきましていろんないろんなうわさ等々、あるいはテナントのあき状況等々も踏まえると経営状況は苦しいだろうということで、なかなかその経営を見通せないという状況の中で、今後の展開としてどうなるのかということで、課として例えば今の経営状況の状況を調査するという意味で検討させていただくための資料としてそういう業務を行いました。

○議長（森 淳君） 8番、磯野直君。

○8番（磯野 直君） その後に町長から、町長から命令があればそれに従わなかったらやめなければならないわけですから、時の町長はそういう指示だったということではないのですか。私はその当時はそういうふう感じていましたけれどもという発言があったのです。要するに今前段の説明は、町長からそういう命令がなかったの、踏み込んだ検証はできなかったということではないのですね。事務方として踏み込む。町長から別に命令がないからやらなかったということではなくて、事務方として、事務方の判断として、それまで簿価とか、そういうことまでは踏み込まなかったという判断でいいのですね。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 確かに産業課としては経営状況の把握に努めましたけれども、そこまで詳細に把握することはできなかったという状況であります。

○議長（森 淳君） 8番、磯野直君。

○8番（磯野 直君） それはわかりました。

もう一つ、町長から命令がなければ、それに従わなかったらやめなければならないわけですから、時の町長はそういう指示だったということではないのですかというのですけれども、時の町長からそういう指示が、逆らったらやめなければならないという、皆さんはそういう判断で仕事をなさっているのですか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） あくまでも業務命令ということであれば、確かに理事者の意向等々の仕事を本来やらなければならないというのは確かなことだというふうに思っており

ます。ただ、今回のケースにつきましてはそういうことではなく、あくまでも産業課として経営状況を把握するべく調査を行っていたというふうなことでございます。

○議長（森 淳君） 8番、磯野直君。

○8番（磯野 直君） 今の私の言った前段の町長から命令がなければ、それに従わなかったらやめなければならないわけですから、町長は今そう思われているということですか。町長の、理事者の指示に従わない職員はやめてもらうという、それで検証に当たるということなのですか。町長、言ったのです。

（「言ったけど、何を聞きたいんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 8番、磯野直君。

○8番（磯野 直君） これから検証に当たる。その後で、こういう副町長のほうからできるだけ公正に判断できるような体制をとりたい。職員に検証に当たらせたいと言っているのです。そういう中で、前段で町長が町長から命令があればそれに従わなかったらやめなければならないと言われたら、それは町職員として断れないという話になってしまう。それで、そういう思いなのですかという質問です。

（「議長、ちょっと暫時休憩していただきたいんですが」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時13分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は、一般的な事例としてそういうふうに申し上げておまして、今回そういった事案があるからどうだかという考えで申し上げたわけではありません。

○議長（森 淳君） 8番、磯野直君。

○8番（磯野 直君） 副町長に聞きます。

一般論として、理事者の指示に従わなかったら職員は首になるのですか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 首になるとかということではありませんけれども、基本的に理事者の考え方をどう行政として進めるかという中で仕事は進めていくものだというふうに認識はしております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 私は、同じ16ページのその下のほうにあります企業振興促進補助金について伺います。

町長の説明で1,000万が1件、500万が1件、そのほかにも幾つかおっしゃられましたけれども、今回補正されているのが1,000万ですので、執行はこれからなので、

そのほかの補助先も全て説明されたのかと思うのですが、とりあえず1,000万円と500万円の補助先、あるいは創業者支援ということだと思うので、どのような業種の事業所になるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、大平良治君。

○商工観光課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、企業立地分ということで1,000万、これにつきましては工場の増設という事業所が1カ所ございますので、ここにつきましては創業後もうすぐ6カ月経過するという形になっておりますので、そちらの分まず1件、1,000万ということをご予定してございます。あと、500万という部分の店舗の改修なのですが、まだ正式には届け出等来てございませんが、町外の事業者の方が空き店舗を活用して事業を想定した場合どうなのだろうというご相談を受けています。ただ、まだ正式な届け出ていませんので、ちょっと業種等については差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論については、会議規則第52条により、最初に反対者、次に賛成者を発言させることとなります。討論の回数は、1人1回限りとなります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、磯野直君。

○8番（磯野 直君） 私は、この予算に反対します。

理由は2つあります。1つは、先般一度否決された。いわゆる300万円という金額で否決されて、いろんな皆さんそれぞれの思いはあるのでしょうけれども、私はその300万が今回150万だと、そういう数字のやりとりでということにはならないと思いますので、反対いたします。

もう一点、今の質問でもありますとおり、町職員も検証に係るわけですが、先ほど言いましたけれども、委員会の中で副町長は公正に判断できるような体制をとりたいと言っていましたけれども、今言ったように町長の命令がなければやめなければならないなんていう話になると、それはとてもとても公正にというふうには思えません。やはり職員は結局町長の顔色をうかがいながら仕事にかかるのではないかという懸念があります。したがって、私は反対いたします。

○議長（森 淳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 私は、今回の補正については賛成をしたいと思います。

理由は、前回6月定例会では反対をいたしましたけれども、余りにも急な話でありまして、町内の方からの意見を聞く時間もなく、採決はできないという立場でありました。その後町内で何カ所か開かれた町政懇談会だったのでしょうか、その中でも検証を求める意見、

声も多々あったというふうに聞いておりますし、やはりこの問題はできるだけ早急に検証作業に入って、今回を逃すとなればもう年度をまたいでしまうような格好になるかと思えます。やはり今年度のうちにきちんと検証を行い、それなりの報告なり結果なりを出していくべき、もうそういう時期であろうと思ひまして、私は賛成をしたいと思います。

○議長（森 淳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

議案第53号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 淳君） 起立多数であります。

したがって、議案第53号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎同意第3号

○議長(森 淳君) 日程第16、同意第3号 羽幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 同意第3号 羽幌町教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町北5条1丁目2番地の2、氏名、佐藤善昭、生年月日、昭和39年5月4日生まれ、51歳であります。

現委員であります佐藤善昭氏が平成27年10月24日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見から、引き続き教育行政にご尽力をいただきたいため、羽幌町教育委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長(森 淳君) これから同意第3号 羽幌町教育委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 羽幌町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎認定第1号～認定第8号、発議第16号

○議長(森 淳君) 日程第17、認定第1号 平成26年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第2号 平成26年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第3号 平成26年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第4号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、認定第5号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第6号 平成26年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、認定第7号 平成26年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、認定第8号 平成26年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第25、発議第16号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について、以上9件を一括議題とします。

先に、認定第1号から認定第8号までの提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 平成26年度羽幌町各会計の決算認定をご提案するに当たりまして、その概要をご説明申し上げます。

資料につきましては、羽幌町各会計決算認定資料に基づきご説明いたします。一般会計では、歳入決算額61億4,930万3,384円、歳出決算額60億6,193万947円、差し引き剰余金8,737万2,437円となっておりますが、初めに歳入の主なものについてご説明いたします。収入の約5割を占める地方交付税は約31億8,800万円、前年対比9,178万円、2.8%の減は、交付基礎となる算定基準の改正などに伴うものでございます。町税については約7億2,300万円、前年対比719万円、1.0%の増は、固定資産税の増額によるものでございます。国庫支出金及び道支出金につきましては、事業費の増減により変動しており、支出金合計では前年度より約6,500万円増加しております。

次に、歳出であります。主な経費の内容についてご説明いたします。投資的経費で約

7億8,700万円、前年対比4,600万円増となっておりますが、その理由として増加したものは、エコアイランド構想事業として天売小中学校再生可能エネルギー等導入事業や町有林整備事業として町有林道専用道新設事業、中心街活性化事業としてハートタウンはぼろ土地建物購入事業、羽幌小学校改築事業として羽幌小学校実施設計業務委託、災害復旧事業として公共土木災害復旧事業等でございます。一方、減少したものは子育て支援対策事業として就学前児童施設整備事業補助や農業振興事業として農業振興センター整備補助、社会体育事業としてスキー場圧雪車購入等でございます。人件費は約10億3,700万円、前年対比2,200万円増となっており、職員の給料や手当等の増加が主なものでございます。公債費は約7億9,600万円、前年対比560万円増となっております。歳出決定額では約60億円となり、前年度比較約2億4,900万円、4.3%の増額となっております。

次に、特別会計でございますが、担当課長から説明をさせますので、私からの説明は省略させていただきます。

次に、水道事業会計のご説明をいたします。収益的収支の収入では、給水人口の減少などの影響により有収水量が0.6%減少しております。25年度との営業収益を比べますと消費税率改正に伴う本体価格の値下げにより784万2,596円の減額となった一方、地方公営企業会計制度の改正による営業外利益の増額により経常収支全体では520万5,432円の増額となっております。支出においては、会計制度改正の影響による減価償却費の増額や特別損失の計上があったものの、支出全体で38万6,101円の減額となり、結果損益計算書では3,917万8,945円の純利益が生じたところでございます。次に、資本的収支では、栄町地区配水管布設など建設改良費で1,177万5,300円、企業債償還金が5,115万1,622円で、支出総額は6,292万6,922円となっております。それに対して収入がありませんので、不足いたします全額を留保資金等で補填したものでございます。

次に、普通会計の財政指標等の状況についてご説明いたします。まず、財政構造の弾力性を示します経常収支比率は82.3%であり、前年度より0.3ポイント増加しておりますが、繰出金の増加が主なものでございます。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、このたびの議会に報告しているとおりでありますが、将来負担比率については昨年からの比率がなくなり、実質公債費比率は前年比マイナス0.8%で、財政健全化が図られているという判断ができるものでございます。

以上、平成26年度各会計の決算概要をご説明いたしました。景気は地方創生関連予算により全国的に各事業が実施されておりますが、地方の経済は引き続き厳しい状況で推移していることから、今後予定されている羽幌町人口ビジョン及び地方版総合戦略をもとにこれらの考えをしっかりと予算編成に反映し、地方がみずから計画的に簡素で効率的な行財政運営に努めるとともに、平成28年度策定予定の公共施設マネジメント計画も考慮し

ながら、将来を見据えた健全財政を目指してまいります。

また、別途監査委員からの決算審査が報告されますが、審査意見なども踏まえ、適正な行財政運営を進めてまいりたく、これらの点もあわせて議会のご承認を賜りたく、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、発議第16号の提案理由は、平成26年度羽幌町各会計の決算を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております認定第1号から認定第8号については、発議第16号により、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第16号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時36分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に8番、磯野直君、副委員長に5番、小寺光一君と決定しましたので、報告します。

◎休会の議決

○議長（森 淳君） お諮りします。

各会計決算特別委員会の決算審査のため、これから9月18日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、これから9月18日まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても決算特別委員会終了次第本会議を開きます。

以上で本日の議事日程は終了しました。休会して各会計決算特別委員会を開催いたします。各会計決算特別委員会の審議状況に応じて、終了後速やかに本会議を再開することといたします。

（午前11時38分）